

議案第56号

佐野線田沼・多田間開渠改修工事委託契約について

次のとおり工事委託契約をすることについて、佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐野市条例第57号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

令和元年6月7日提出

佐野市長 岡 部 正 英

工事委託契約をしようとする契約の概要

委託契約の名称	委託契約をしようとする金額	委託契約の相手方
佐野線田沼・多田間開渠改修工事の実施に関する協定	229,540,610円	東京都墨田区押上一丁目1番2号 東武鉄道株式会社 取締役社長 根 津 嘉 澄

理 由

佐野線田沼・多田間の開渠を改修するため提案するものです。

参 考

佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（省略）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

位置図

